

第32期 営業のご報告

平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで

ALTECH
アルテック株式会社

証券コード ● 9972

株主のみなさまへ



平成20年2月
代表取締役社長

加畑 洋

株主の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援・ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。ここに当社第32期（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）の営業の概要をご報告申し上げます。

当社グループは、前期に多額の損失を計上したことを踏まえ、平成19年1月に策定しました再建計画の必達に向けて全社一丸で取り組んでまいりました。その結果、当期は連結売上高は計画を下回ったものの、連結営業損益および連結経常損益はいずれも計画を上回る実績をあげることができました。

今後は、計画達成をより確実なものにするため、中国・インドネシア事業を着実に伸ばしていくとともに、国内事業の強化をはかってまいります。具体的施策として、平成20年3月に現在の持株会社制（分社制）を廃止し、事業本部制を導入いたします。また、会社組織の簡素化により、経営資源の一層の効率的活用をはかると同時に、各事業本部の業務範囲を明確にし、当社が優位性を有するニッチ・マーケットの開拓および既存事業の強化・拡大に取り組んでまいります。

なお、第32期定時株主総会後の取締役会におきまして、代表取締役等の異動が決定されました。これを機に役員一同決意を新たにして社業発展に精励努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きご支援・ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

CONTENTS

| | |
|---------------|------|
| 株主のみなさまへ | 1 |
| 営業の概況 | 2 |
| 業績ハイライト | 3 |
| 財務諸表（連結） | 4・5 |
| 財務諸表（個別） | 6 |
| 会社概要 | 7 |
| TOPICS | 8 |
| 買収防衛策に関するお知らせ | 9～12 |
| 役員／株主メモ | 13 |

営業の概況

■ 当期業績概況

当期におけるわが国経済は、一部に弱さがみられるものの景気回復基調を保っております。

しかしながら、原油高が企業の収益を圧迫し、雇用の減少を招いており、一人あたりの賃金の減少傾向もあり、個人消費の伸びは横ばいとなっております。また、米国の低所得者向け高金利型住宅ローン（サブプライムローン）問題に伴う金融市場の動揺も続き、日本の実体経済への波及も懸念されております。

このような経営環境のなかで、当社グループは、卸売事業においては既存商権を核にしながらも変革を先取りした新規分野の商権の確保に努め、社会の要請およびお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応してまいりました。また、製造事業においては、ペットボトル用プリフォームおよびプラスチックキャップの生産に注力してまいりました。

当期の連結売上高は、卸売事業のメディアパッケージ分野が前期を上回ったことに加え、製造事業において食品・飲料容器分野が前期を上回りましたが、卸売事業の産業機械・機器分野が前期を下回ったこと、また産業資材分野に

おいて安価な産業資材の販売から撤退したことにより、29,425百万円（前期比19.5%減）となりました。

しかしながら、連結営業損益は、経費削減効果に加え、製造事業では、蘇州現地法人（以下「蘇州現法」という）および広州現地法人（以下「広州現法」という）のペットボトル用プリフォームの生産が本格化したこと等により、971百万円の利益（前期は1,000百万円の損失）となりました。

連結経常損益は、有利子負債の削減に伴う支払利息の減少等により、前期実績に対し大幅な改善がはかられ、847百万円の利益（前期は1,328百万円の損失）となりました。

連結当期純損益は、蘇州現法および広州現法の事業計画の変更に伴う製造設備の減損損失135百万円、投資有価証券評価損107百万円の計上等により、542百万円を特別損失に計上したものの、本社ビルの売却により、その固定資産売却益を特別利益に計上したこと等により、3,240百万円の利益（前期は3,342百万円の損失）となりました。

■ セグメント別概況

卸売事業

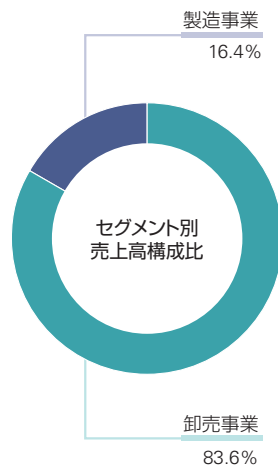
メディアパッケージ分野において、大手ゲームメーカー向けの携帯用メディアケースならびに大手映画業界・アニメ業界向けのDVDケースの受注・販売が好調であったことから、メディアパッケージ事業が大いに伸び、また、ヨーロッパ向け昇華型デジタルプリンタの販売も順調に推移し、プリンタ事業も好調でありました。また、ICカードの組立機・ICタグの実装機の販売が好調でありました。しかし、産業機械・機器分野においては、環境対応としての紙カップ成型機、水資源再利用を促進する自己洗浄型のウォーターフィルター等の販売が順調であった反面、ペットボトル関連機器の販売が低調であったほか、リサイクル分野において水処理システムを含む大型プラントのビジネスから撤退したことによる影響もありました。更に産業資材分野において、安価な産業資材の販売から撤退したことにより大幅に売上が減少しました。

その結果、売上高は26,645百万円（前期比24.4%減）となりました。一方、営業損益は、経費削減の効果もあり、883百万円の利益（前期は234百万円の損失）となりました。

製造事業

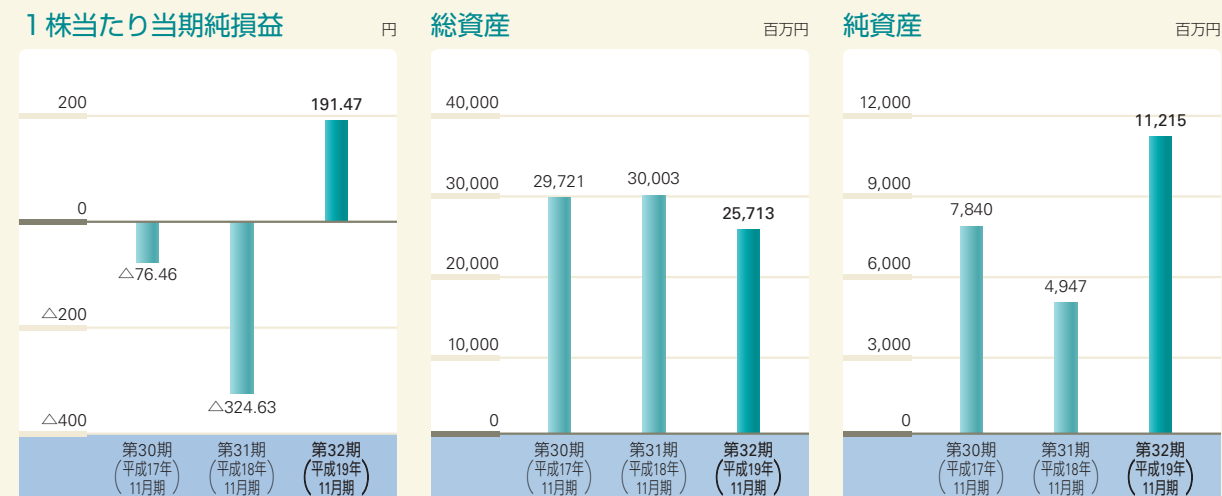
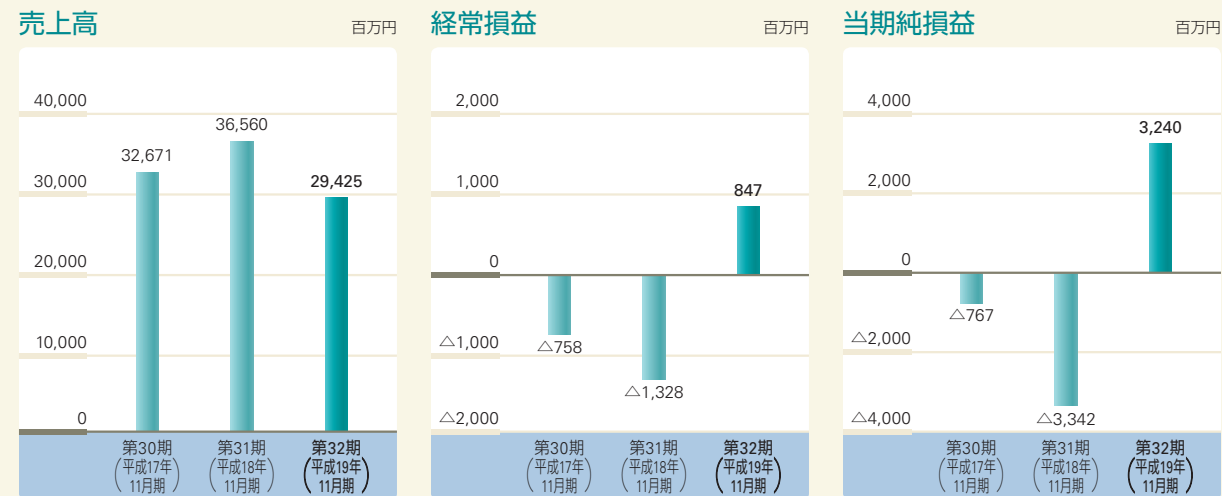
食品・飲料容器分野においては、蘇州現法においてペットボトル用プリフォームおよび中国食用油メーカー向けプラスチックキャップの生産が、広州現法においてペットボトル用プリフォームの生産が、いずれも本格化しフル稼働体制を確立しました。その結果、売上高は5,224百万円（前期比87.0%増）となりました。

食品・飲料容器分野において、蘇州現法および広州現法の前期に実施いたしました減損処理による減価償却費負担軽減効果等もあり、営業損益は218百万円の利益（前期は624百万円の損失）となりました。



業績ハイライト

Highlight



財務諸表 (連結)

■ 連結貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 当連結会計年度 | | 前連結会計年度 | | 科 目 | 当連結会計年度 | | 前連結会計年度 | |
|----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | (平成19年11月30日現在) | (平成18年11月30日現在) | (平成19年11月30日現在) | (平成18年11月30日現在) | | (平成19年11月30日現在) | (平成18年11月30日現在) | (平成19年11月30日現在) | (平成18年11月30日現在) |
| 資 産 の 部 | | | | | 負 債 の 部 | | | | |
| 流 動 資 産 | 17,261,490 | 15,436,618 | 流 動 負 債 | 12,353,972 | 16,898,940 | | | | |
| 現金及び預金 | 6,749,451 | 2,876,043 | 支払手形及び買掛金 | 6,195,174 | 7,751,368 | | | | |
| 受取手形及び売掛金 | 7,283,255 | 8,253,000 | 短期借入金 | 2,061,736 | 5,231,983 | | | | |
| たな卸資産 | 1,902,874 | 2,905,750 | 未払費用 | 780,120 | 853,334 | | | | |
| 前渡金 | 879,567 | 545,497 | 未払法人税等 | 931,860 | 129,879 | | | | |
| 繰延税金資産 | 189,230 | 289,802 | 前受金 | 1,569,101 | 1,956,977 | | | | |
| その他 | 307,570 | 613,838 | その他 | 815,980 | 975,397 | | | | |
| 貸倒引当金 | △ 50,459 | △ 47,313 | 固 定 負 債 | 2,144,931 | 8,156,900 | | | | |
| 固 定 資 産 | 8,452,428 | 14,566,596 | 社 債 | — | 100,000 | | | | |
| 有形固定資産 | 5,807,718 | 11,460,983 | 新株予約権付社債 | 1,191,000 | 1,782,000 | | | | |
| 建物及び構築物 | 2,009,679 | 3,961,351 | 長期借入金 | 855,927 | 6,205,941 | | | | |
| 機械装置及び運搬具 | 2,904,745 | 2,799,720 | 繰延税金負債 | — | 1,791 | | | | |
| 土地 | 214,309 | 3,741,390 | その他 | 98,003 | 67,168 | | | | |
| 建設仮勘定 | — | 220,503 | 負 債 合 計 | 14,498,903 | 25,055,841 | | | | |
| その他 | 678,984 | 738,017 | 純 資 産 の 部 | | | | | | |
| 無形固定資産 | 38,612 | 59,645 | 株 主 資 本 | 10,478,067 | 4,341,962 | | | | |
| 投資その他の資産 | 2,606,098 | 3,045,967 | 資 本 金 | 5,527,829 | 4,023,423 | | | | |
| 投資有価証券 | 588,874 | 1,479,341 | 資 本 剰 余 金 | 2,783,821 | 4,563,088 | | | | |
| 長期貸付金 | 32,000 | 98,641 | 利 益 剰 余 金 | 2,388,922 | △ 4,022,172 | | | | |
| 繰延税金資産 | 285,301 | 22,404 | 自 己 株 式 | △ 222,506 | △ 222,376 | | | | |
| 保険積立金 | 32,704 | 535,335 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 648,376 | 508,540 | | | | |
| その他 | 1,671,761 | 1,004,168 | その他有価証券評価差額金 | △ 36,035 | 31,979 | | | | |
| 貸倒引当金 | △ 4,543 | △ 93,924 | 繰延ヘッジ損益 | △ 1,365 | △ 12,596 | | | | |
| 資 産 合 計 | 25,713,918 | 30,003,215 | 為替換算調整勘定 | 685,776 | 489,157 | | | | |
| | | | 少 数 株 主 持 分 | 88,571 | 96,870 | | | | |
| | | | 純 資 産 合 計 | 11,215,015 | 4,947,374 | | | | |
| | | | 負 債 純 資 産 合 計 | 25,713,918 | 30,003,215 | | | | |

■ 連結損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 当連結会計年度 | | 前連結会計年度 | |
|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | (平成18年12月1日から平成19年11月30日まで) | (平成17年12月1日から平成18年11月30日まで) | (平成18年12月1日から平成19年11月30日まで) | (平成17年12月1日から平成18年11月30日まで) |
| 売 上 高 | 29,425,639 | 36,560,917 | 売 上 原 価 | 24,847,078 |
| 売 上 総 利 益 | 4,578,560 | 3,196,698 | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 3,606,893 |
| 営 業 利 益 又 は 損 失 (△) | 971,667 | △ 1,000,755 | 営 業 外 収 益 | 390,055 |
| 営 業 外 収 益 | 390,055 | 343,457 | 営 業 外 費 用 | 513,811 |
| 営 業 外 費 用 | 513,811 | 670,986 | 経 常 利 益 又 は 損 失 (△) | 847,912 |
| 経 常 利 益 又 は 損 失 (△) | 847,912 | △ 1,328,283 | 特 別 利 益 | 3,805,452 |
| 特 別 利 益 | 3,805,452 | 250,548 | 特 別 損 失 | 542,243 |
| 特 別 損 失 | 542,243 | 1,867,897 | 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 又 は 損 失 (△) | 4,111,121 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 又 は 損 失 (△) | 4,111,121 | △ 2,945,632 | 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 994,618 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 994,618 | 163,939 | 法 人 税 等 調 整 額 | △ 111,987 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 111,987 | 205,235 | 少 数 株 主 利 益 又 は 損 失 (△) | △ 11,834 |
| 少 数 株 主 利 益 又 は 損 失 (△) | △ 11,834 | 27,417 | 当 期 純 利 益 又 は 損 失 (△) | 3,240,323 |
| 当 期 純 利 益 又 は 損 失 (△) | 3,240,323 | △ 3,342,224 | | |

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 当連結会計年度 | | 前連結会計年度 | |
|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | (平成18年12月1日から平成19年11月30日まで) | (平成17年12月1日から平成18年11月30日まで) | (平成18年12月1日から平成19年11月30日まで) | (平成17年12月1日から平成18年11月30日まで) |
| 営 業 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー | 1,234,881 | △ 386,911 | 投 資 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー | 8,939,674 |
| 投 資 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー | 8,939,674 | △ 995,958 | 財 務 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー | △ 6,252,300 |
| 財 務 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー | △ 6,252,300 | 763,133 | 現 金 及 び 現 金 同 等 物 に 係 る 換 算 差 額 | 37,759 |
| 現 金 及 び 現 金 同 等 物 に 係 る 換 算 差 額 | 37,759 | 82,023 | 現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 増 減 額 (△は減少額) | 3,960,015 |
| 現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 増 減 額 (△は減少額) | 3,960,015 | △ 537,714 | 現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 首 残 高 | 2,789,435 |
| 現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 首 残 高 | 2,789,435 | 3,327,149 | 現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 末 残 高 | 6,749,451 |
| 現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 末 残 高 | 6,749,451 | 2,789,435 | | |

■ 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度 (平成18年12月1日から平成19年11月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------------|----------|----------|------------|-------------|------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 平成18年11月30日残高 | 4,023,423 | 4,563,088 | △ 4,022,172 | △ 222,376 | 4,341,962 | 31,979 | △ 12,596 | 489,157 | 508,540 | 96,870 | 4,947,374 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 1,504,406 | 1,495,609 | — | — | 3,000,015 | — | — | — | — | — | 3,000,015 |
| 資本準備金の取崩 (欠損填補) | — | △ 3,274,875 | 3,274,875 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 持分法適用会社の減少に伴う減少額 | — | — | △ 104,105 | — | △ 104,105 | — | — | — | — | — | △ 104,105 |
| 当期純利益 | — | — | 3,240,323 | — | 3,240,323 | — | — | — | — | — | 3,240,323 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △ 129 | △ 129 | — | — | — | — | — | △ 129 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) | — | — | — | — | — | △ 68,014 | 11,230 | 196,619 | 139,835 | △ 8,299 | 131,536 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 1,504,406 | △ 1,779,266 | 6,411,094 | △ 129 | 6,136,104 | △ 68,014 | 11,230 | 196,619 | 139,835 | △ 8,299 | 6,267,641 |
| 平成19年11月30日残高 | 5,527,829 | 2,783,821 | 2,388,922 | △ 222,506 | 10,478,067 | △ 36,035 | △ 1,365 | 685,776 | 648,376 | 88,571 | 11,215,015 |

財務諸表 (個別)

貸借対照表

(単位:千円)

| 科目 | 当期 | 前期 |
|--------------|-----------------|-----------------|
| | (平成19年11月30日現在) | (平成18年11月30日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | 6,284,816 | 3,195,408 |
| 固定資産 | 11,869,874 | 15,761,961 |
| 有形固定資産 | 68,493 | 5,588,197 |
| 無形固定資産 | 22,820 | 39,591 |
| 投資その他の資産 | 11,778,560 | 10,134,172 |
| 資産合計 | 18,154,691 | 18,957,370 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | 5,524,212 | 7,513,646 |
| 固定負債 | 1,666,509 | 6,359,351 |
| 負債合計 | 7,190,721 | 13,872,997 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | 11,002,852 | 5,089,259 |
| 資本金 | 5,527,829 | 4,023,423 |
| 資本剰余金 | 2,783,821 | 4,563,088 |
| 利益剰余金 | 2,913,707 | 3,274,875 |
| 自己株式 | △ 222,506 | △ 222,376 |
| 評価・換算差額等 | △ 38,882 | △ 4,886 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 36,035 | 8,046 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 2,847 | △ 12,932 |
| 純資産合計 | 10,963,970 | 5,084,372 |
| 負債純資産合計 | 18,154,691 | 18,957,370 |

株主資本等変動計算書

当事業年度 (平成18年12月1日から平成19年11月30日まで)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | 評価・換算差額等 | | | | | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------|-------------|----------|-----------|-------------|-----------|------------|--------------|----------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | | | | |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | | | |
| 平成18年11月30日残高 | 4,023,423 | 4,563,088 | 98,001 | 650,000 | △ 4,022,877 | △ 222,376 | 5,089,259 | 8,046 | △ 12,932 | △ 4,886 | 5,084,372 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 1,504,406 | 1,495,609 | — | — | — | — | 3,000,015 | — | — | — | 3,000,015 |
| 資本準備金の取崩(欠損填補) | — | △ 3,274,875 | — | — | 3,274,875 | — | — | — | — | — | — |
| 利益準備金の取崩(欠損填補) | — | — | △ 98,001 | — | 98,001 | — | — | — | — | — | — |
| 別途積立金の取崩(欠損填補) | — | — | — | △ 650,000 | 650,000 | — | — | — | — | — | — |
| 当期純利益 | — | — | — | — | 2,913,707 | — | 2,913,707 | — | — | — | 2,913,707 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — | △ 129 | △ 129 | — | — | — | △ 129 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | — | — | — | — | — | — | — | △ 44,081 | 10,085 | △ 33,995 | △ 33,995 |
| 事業年度中の変動額合計 | 1,504,406 | △ 1,779,266 | △ 98,001 | △ 650,000 | 6,936,584 | △ 129 | 5,913,593 | △ 44,081 | 10,085 | △ 33,995 | 5,879,597 |
| 平成19年11月30日残高 | 5,527,829 | 2,783,821 | — | — | 2,913,707 | △ 222,506 | 11,002,852 | △ 36,035 | △ 2,847 | △ 38,882 | 10,963,970 |

損益計算書

(単位:千円)

| 科目 | 当期 | 前期 |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | (平成18年12月1日から平成19年11月30日まで) | (平成17年12月1日から平成18年11月30日まで) |
| 営業収益 | 1,052,646 | 1,222,772 |
| 営業費用 | 934,743 | 1,016,303 |
| 営業利益 | 117,902 | 206,469 |
| 営業外収益 | 214,111 | 253,463 |
| 営業外費用 | 289,605 | 354,927 |
| 経常利益 | 42,408 | 105,005 |
| 特別利益 | 3,676,131 | 168,006 |
| 特別損失 | 267,913 | 4,238,115 |
| 税引前当期純利益又は損失(△) | 3,450,626 | △ 3,965,103 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 765,744 | △ 117,726 |
| 法人税等調整額 | △ 228,825 | 251,872 |
| 当期純利益又は損失(△) | 2,913,707 | △ 4,099,249 |

会社概要

会社の概況 (平成19年11月30日現在)

商号 アルテック株式会社
 設立年月日 昭和51年5月15日
 資本金 5,527,829千円
 従業員数 25名(グループ全体574名)
 所在地 東京都新宿区荒木町13番地4
 住友不動産四谷ビル

主要な事業内容

当社グループは、産業機械・機器等の仕入・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う卸売事業と、食品・飲料容器等の生産・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う製造事業とを営んでおります。

また、当社グループは、平成19年11月30日現在、当社がグループ全体の戦略立案と経営監督を担う持株会社、子会社および関連会社が各事業の遂行を担う事業会社として構成されています。

事業別グループ会社 (平成19年11月30日現在)

| 会社名 | 事業分野 |
|--|-----------|
| 卸売事業 | |
| アルテックエーピーエス(株) アルテックコミュニケーションズ(株) アルテックアルト(株) アルテックエーディーエス(株) アルテックエーアールエス(株) アルテックエンジニアリング(株) 愛而泰可貿易(上海)有限公司 エスコグラフィックス(株) | 産業機械・機器分野 |
| アルテックアルト(株) アルテックエーアールエス(株) アルテックエーディーエス(株) | 産業資材分野 |
| アルテックエーディーエス(株) アルバレット販売(株) アルテックエンジニアリング(株) アルテックアイティ(株) | その他の分野 |

株式の状況 (平成19年11月30日現在)

発行可能株式総数 40,000,000株
 発行済株式の総数 19,354,596株
 (注) 第三者割当による新株の発行により、発行済株式の総数が8,797,700株増加しております。

株主数 5,115名
 大株主

| 株主名 | 持株数 |
|-------------------------------|------------|
| フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合 | 8,797,700株 |
| 由利和久 | 783,076 |
| 竹内エムアンドティ株式会社 | 750,000 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 505,920 |
| 株式会社アルミネ | 391,000 |
| 村永八千代 | 387,076 |
| 竹内正明 | 285,400 |
| 株式会社旭栄 | 190,800 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 187,300 |
| 日本証券金融株式会社 | 173,200 |

(注) 1. 当社は、自己株式261,848株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
 三菱UFJ信託銀行株式会社 69,800株

| 会社名 | 事業分野 |
|---|-----------|
| 製造事業 | |
| 愛而泰可新材料(蘇州)有限公司 愛而泰可新材料(広州)有限公司 愛而泰可新材料(深圳)有限公司 | 食品・飲料容器分野 |
| アルバレット(株) リ・バレット(株) | その他の分野 |

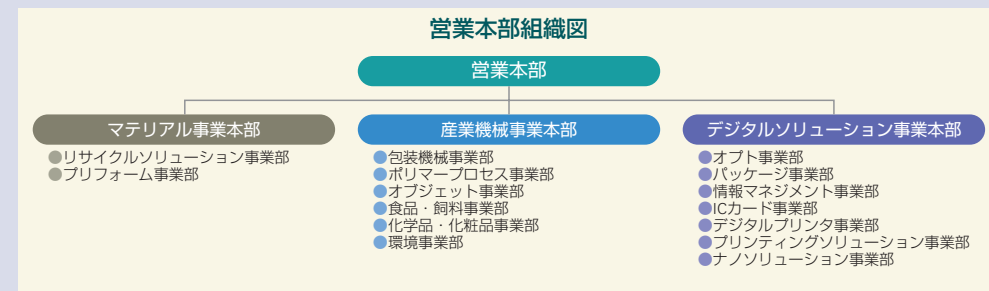
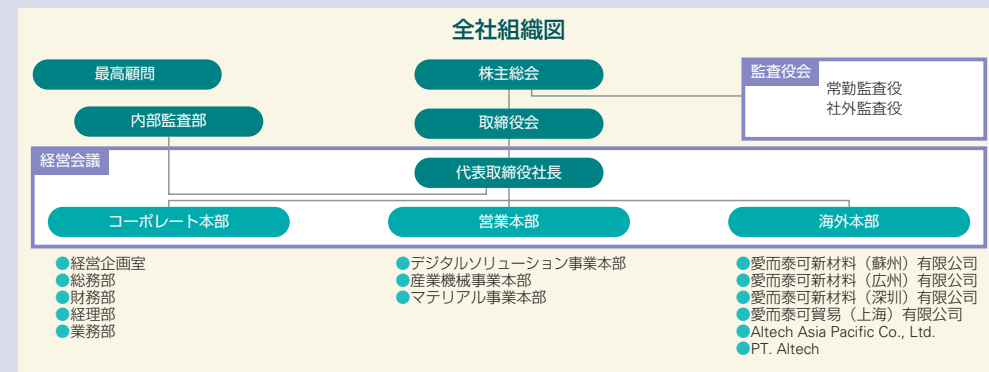
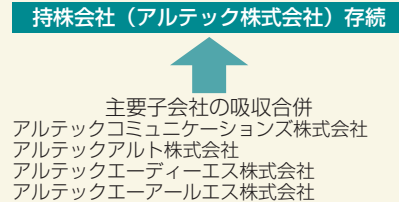
(注) アルテックコミュニケーションズ(株)、アルテックアルト(株)、アルテックエーディーエス(株)、アルテックエーアールエス(株)は平成20年3月1日付でアルテック(株)に吸収合併される予定です。
 詳細は8頁のTOPICS欄をご参照下さい。

TOPICS

組織再編のお知らせ

持株会社体制の廃止に伴う組織再編

市場において日々厳しい競争が展開される中、当社の革新的企業風土を維持・強化し、持続的に企業価値を向上させていくためには、事業組織の簡素化が必要との認識にたち、平成20年3月1日付で、持株会社を存続会社とした主要子会社の吸収合併方式により、事業本部体制に移行する組織再編を実施します。新体制の概要は下記のとおりです。



当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成19年2月28日開催の取締役会において継続を決議いたしました「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下「大規模買付ルール」といいます）につきましては、平成20年2月26日開催の定時株主総会後に開催されました取締役会において当該ルールの必要性を検討した結果、下記内容にて継続することを決議いたしました。

1 導入の目的

近年わが国の資本市場においては、買収対象となる会社の取締役会との十分な協議や合意などを経ることなく、突如として一方的に大量の株券等（※1）の買付が行われるという現象が発生しております。当社取締役会は、このような株券等の大量買付行為等であっても、当社の社会的存在価値を踏まえ、その経営方針を十分に理解し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当然のことながら、株式会社の経営権の移転または影響を与える買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思にもとづきなされるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な損害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要する恐れのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要である十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出す為に買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながらないものも少なくありません。

このような判断のもと当社取締役会は、当社株券等の大量買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為等であるか否かを株主の皆様が判断される為に必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組みが必要であるとの結論に至りました。なお、現時点において、当社株券等の大量買付行為等に係る提案を受けているとの認識はありません。

2 大規模買付ルールの基本的な考え方

- 当社取締役会は、当該大規模買付行為を容認するか否かは、最終的には株主の皆様が判断に任せられるべき問題でありませんが、その前提として、大規模買付行為が行われる以前において、当社取締役会を通じて、株主の皆様に必要な十分な情報提供が行われることが不可欠であり、また、その考慮期間が十分確保される必要があると考えております。この株主の皆様が判断のために、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報の提供を求め、その情報が提供された後にこれを検討し、取締役会としての意見を公表いたします。また、当社取締役会としては、その大規模買付者と交渉し、株主の皆様が代替案を表明することもあります。
- 当社は産業機械の専門商社として、既存の商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請及びお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応する営業活動を推進しており、また、近年、産業構造のグローバル化に対応するために世界の市場で収集した世界トップクラスの技術・知識、更に日本での合併事業を通じて蓄えたペットボトル用プリフォームの製造技術をもとに、プリフォームやキャップ等の製造を目的とする現地法人を中国の蘇州・広州・深圳に設立いたしました。
- 当社におきまして、株主の皆様に対して、大規模買付者と当社取締役会の両方から情報が提示されますことは、当社の業務方針に影響を与える大規模買付行為における株式対価の適切性等の条件を検討し判断するために必要なことと考えております。また、当該大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者の当社グループの経営方針・事業活動の計画、また、お取引先・お客様、従業員などの当社グループのステークホルダーに対するその影響度も大規模買付行為を容認するかを決定するにあたっての重要な判断要素と考えております。
- 当社取締役会は、このような視点に留意し、次のとおり、大規模買付ルールを設定することとし、大規模買付者に対して当該ルールの遵守を求めるとともに、そのルールが遵守されないときには、当社取締役会が対抗手段その他の行動を行うことといたします。

3 大規模買付ルールの内容

- 大規模買付ルールが対象とする大規模買付行為とは、特定株主グループ（※2）の議決権割合（※3）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（なお、これら買付行為のうち、予め当社取締役会が同意したものを除きます）をいいます。なお、金融商品取引法に規定する公開買付に該当する大規模買付行為につきましては、同法の規定に従った対応をおこなうことといたします。

- (2) 当社取締役会は、株主全体の利益のために、大規模買付行為について、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価・検討のための考慮期間が経過した後に買付行為が始められるべき、と考えております。
- (3) 具体的には、まず、当社に対して大規模買付ルールを遵守する旨の意思表示の書面（以下「大規模買付意向表明書」といいます）の提出を求めます。この意思表示書面には以下の内容等を適示していただきます。

- ①大規模買付者の名称
- ②住所・設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案される大規模買付行為の概要

当社としてはこの意思表示書面を受け取った日の翌日から原則として5営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を通知いたします。なお、一般的な項目の一部は以下の通りですが、これにより当初に提供していただいた情報だけではなお判断するために情報が不足していると考えた場合、必要かつ十分な大規模買付情報が整うまで追加として情報を提供していただく可能性はあります。

- ①大規模買付者及びその特定株主グループ、特別関係者及び組合員（ファンドの場合その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
 - ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
 - ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
 - ④大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑤大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策
 - ⑥大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (4) 大規模買付の提案があったこと及び当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社取締役会において株主の皆様への判断のために必要であると認めた場合、適宜その全部又は一部を開示することとします。
- (5) この後、当社取締役会は、大規模買付の評価・検討の考慮の困難さ・複雑さに応じ、大規模買付情報の受領が完了した後、60日から90日が取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案作成のために必要な期間（「取締役会考慮検討期間」といいます。）として確保されるべきと考えております。
- (6) よって、この取締役会考慮検討期間の経過後に、大規模買付行為が開始されるべきものと考えます。取締役会は、取締役会考慮検討期間において外部専門家からなる株主利益評価委員会（人選については後述の第6の(2)をご参照ください）の勧告を最大限尊重し、大規模買付情報を評価・検討いたします。
- そして、大規模買付の条件が当社の実態に沿った株主の利益を実現する適切なものであるか、大規模買付者の経営方針・事業計画が当社の企業理念・価値に合致する合理的なものであるか、当社の現経営方針・事業計画との対比、大規模買付がグリーンメーリングや会社の重要財産の収奪を目的とするものであるなど会社に回復しづらい損害を与えるものでないか等、当社の企業価値及び株主の皆様への利益の観点から判断し、取締役会としての意見を表明いたします。また、当社取締役会は、必要な場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、また、代替案を株主の皆様に表示することもあります。

4 防衛策の発動、解除及び維持の条件

- (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、株主利益評価委員会からの勧告を最大限尊重した上で、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法そ

他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと看做します。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者による、大規模買付意向表明書を提出しない突然の買付行為、本必要情報を提供しない買付行為、取締役会評価期間を与えない買付行為、その他大規模買付ルールを遵守しない買付行為は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が具体的な対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は（参考）に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

- (3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、株主利益評価委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、株主利益評価委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、株主利益評価委員会の勧告を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います）することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、株主利益評価委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5 株主及び投資家に与える影響

- (1) 株主・投資家の皆様への影響は、具体的に発動される対抗措置がどのようなものかによって異なってまいります。大規模買付者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様に対し適切なディスクロージャーを行います。なお、対抗措置を発動する場合において、大規模買付者以外の株主・投資家の皆様への法的権利又は経済的側面において格別の損失



アルテック株式会社

〒160-0007 東京都新宿区荒木町13番地4 住友不動産四谷ビル
tel » 03-5363-0925 ホームページ » <http://www.altech.co.jp/>